

鳥取県告示第 439 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年鳥取県規則第 17 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
神経内科	肢体不自由、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	北惠 詩穂里	鳥取市三津876 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター
呼吸器内科、 膠原病内科	呼吸器機能障害	米田 一彦	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
神経内科	肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障害	伊藤 悟	〃
〃	〃	今村 恵子	〃
眼科	視覚障害	三宅 賢一郎	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
内科	呼吸器機能障害	田村 啓達	八頭郡智頭町大字智頭1922-5 国民健康保険智頭病院